

# 参考資料 財政計画

---

第1章 策定方針

第2章 前提条件

## 参考資料 財政計画

### 第1章 策定方針

#### 第1節 基本的な考え方

今後、本市が健全な基礎自治体としてあり続けるためには、的確な財政分析を行い、分析に基づく中長期的な財政計画を策定し、歳入に見合った収支均衡型の自治体経営を行う必要があります。財政計画は、今後の自治体経営の根幹の一つを成すものと位置づけ、現行の行財政制度を基本に、今後見込まれる地方財政制度の改正や、社会経済情勢の変化にともなう影響を考慮しながら作成します。また、毎年度見直しを実施し、それに沿って適正な自治体経営を行うものとします。

#### 第2節 財政計画の作成について

##### 1. 計画期間

相馬市新長期総合計画の計画期間と合わせ平成19年度から平成28年度までの10年間とします。

##### 2. 基本方針

財政計画の策定にあたっては、「入りを量り出ずるをなす。」という言葉のように、歳入を的確に推計して、歳出をその範囲内に抑えていくことを基本方針とします。また、今後見込まれる地方財政制度改革の動向や行財政改革推進による効果を計画に反映させます。

#### 第3節 健全財政の確保について

作成にあたっては次の点に留意し、本市の健全な財政運営を図ります。

(1) 歳入科目については、本市の平成18年度予算を基本として算出しますが、税收については今後の人口推移や経済状況にも考慮することとします。

( 2 ) 地方交付税、国県補助金、長期借入金などの依存財源を過大に見積もることのないようにし、特に地方交付税については今後の地方財政制度の改革の動向を慎重に見極め反映させることとします。

( 3 ) 歳出科目については、特別職に係る給与費等、行財政改革に係る経費の削減効果が早期に現れるものもありますが、一般職員の給与費やその他の経費など漸次効果が現れるものもあることから、これを適正に見積もることとします。

( 4 ) 福祉関係援助費については、今後の高齢化の推移等を考慮するとともに、補助金等費については、事務事業の調整結果も十分に考慮することとします。

( 5 ) 借入金返済費については、本市の年度別返済計画に基づく返済額を適正に見積もることとします。

( 6 ) 施設整備事業費については、相馬市マスタープラン 2 0 0 7 の主な施策の実施や本計画発効後の社会経済的变化により必要となる事業費枠を確保する一方、財政指数等からみて過大とならないよう留意することとします。

## 第 2 章 前提条件

財政計画は、本市として歳入・歳出の各項目ごとの過去の実績等により、今後も健全に財政運営を行うことを基本に算定し、行財政改革の推進による歳出の削減効果、サービス水準の維持・向上、相馬市マスタープラン 2 0 0 7 の実行に必要な経費等を反映させて普通会計ベースで今後 1 0 年間について作成します。

なお、歳入・歳出の主な前提条件は次のとおりです。

### 第 1 節 歳入

#### ( 1 ) 市税

市税については、平成 1 9 年度に税率改正、定率控除の廃止を想定し、かつ企業誘致による効果を加味し、年 4 0 億円から 4 2 億円の間で推移するものと推計しています。

## ( 2 ) 地方譲与税等

平成 1 8 年度推計額に過去の伸び率等を加味し推計し、平成 2 4 年度以降は定額を計上しています。

## ( 3 ) 地方交付税

地方交付税については、平成 1 8 年度を基準とし、5 年間で約 6 % ( 2 億 5 千万円 ) 削減されるものと推計し、2 4 年度以降は総額を 4 0 億円に推計しています。

## ( 4 ) 国県補助金

平成 2 3 年度までは、計画に基づき算出した額の積み上げとし、2 4 年度以降は前 5 年間の平均値を推計し計上しています。

## ( 5 ) 長期借入金

平成 2 3 年度までは、計画に基づき算出した額の積み上げとし、2 4 年度以降は最低見込み額を計上しています。(平成 1 9 年度以降は、臨時財政対策債は廃止されることで推計しています。)

## ( 6 ) その他

平成 2 3 年度までは、計画に基づき算出した額の積み上げとし、2 4 年度以降は前 5 年間の平均値を推計し計上しています。

## 第 2 節 歳出

### ( 1 ) 職員等給与費 ( 議員、委員等含む。 )

職員給与は、職員採用計画により平成 1 8 年度職員数から平成 2 1 年度までに約 7 % 削減することとし、年度当初の職員数に平成 1 8 年度の 1 人当りの平均給与を乗じて算出しています。その他の人件費は、2 3 年度までの 5 年間は積み上げにより推

計し、24年度以降は前5年間の平均値を推計し計上しています。

#### (2) 福祉関係援助費

福祉関係援助費(扶助費)は、23年までの5年間は積み上げにより推計し、24年度以降は前5年間の平均値を推計し計上しています。

#### (3) 補助金等費

補助金等は、23年までの5年間は積み上げにより推計し、24年度以降は前5年間の平均値を推計し計上しています。

#### (4) 借入金返済費

借入額の予想額から年の返済額を算出し、積み上げにより推計し計上しています。

(18年度以降借入利率を2.3%に設定)

#### (5) 他会計繰出費

国保、老人、介護、公共下水道特別会計等に対する繰出金の予想額を積み上げにより推計し計上しています。

#### (6) 施設整備事業費

施設整備事業費は、23年度までの5年間は整備計画に基づき積み上げにより推計し、24年度以降は今までの実績を考慮し年約9億円程度と推計し計上しています。

#### (7) 元利補給金等費

過年度に施設整備をした事業費の返済計画の積み上げによります。(用地取得費も含む。)

( 8 ) その他の経費

その他の経費は、平成 2 3 年度までの 5 年間は積み上げにより推計し、平成 2 4 年度以降は前 5 年間の平均値を推計し計上しています。

相馬市財政計画

(単位:百万円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
市税	4,200	4,235	4,177	4,240	4,253	4,163	4,190	4,229	4,117	4,119
地方譲与税等	1,163	1,165	1,168	1,171	1,174	1,175	1,175	1,175	1,175	1,175
地方交付税	4,213	4,163	4,113	4,063	4,013	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
国県補助金	1,650	1,636	1,695	1,727	1,806	1,757	1,757	1,757	1,757	1,757
長期借入金	511	665	503	153	197	200	200	200	200	200
その他	842	809	803	787	785	788	788	788	498	548
<b>歳入合計</b>	<b>12,579</b>	<b>12,673</b>	<b>12,459</b>	<b>12,141</b>	<b>12,228</b>	<b>12,083</b>	<b>12,110</b>	<b>12,149</b>	<b>11,747</b>	<b>11,799</b>
職員等給与費	3,168	3,046	3,014	2,899	2,927	2,927	2,980	3,061	2,796	2,689
福祉関係援助費	1,717	1,724	1,731	1,737	1,744	1,731	1,733	1,735	1,736	1,736
補助金等費	1,801	1,761	1,739	1,732	1,748	1,756	1,747	1,744	1,746	1,748
借入金返済費	2,130	1,640	1,463	1,454	1,451	1,421	1,398	1,336	1,277	1,258
他会計繰出費	1,518	1,574	1,605	1,641	1,696	1,607	1,624	1,635	1,641	1,640
施設整備事業費	691	837	690	555	556	559	506	508	460	461
元利補給金等費	518	495	475	466	398	391	366	364	362	361
その他の経費	1,834	1,846	1,842	1,887	1,874	1,848	1,854	1,857	1,863	1,861
<b>歳出合計</b>	<b>13,377</b>	<b>12,923</b>	<b>12,559</b>	<b>12,371</b>	<b>12,394</b>	<b>12,240</b>	<b>12,208</b>	<b>12,240</b>	<b>11,880</b>	<b>11,754</b>
単年度収支	798	250	100	230	166	157	98	91	133	45
基金残高	3,097	2,862	2,777	2,547	2,381	2,224	2,126	2,035	1,902	1,949

# 付属資料

---

- 1 . 策定の経過
- 2 . 諮問書・答申書
- 3 . 総合計画審議会委員名簿
- 4 . 総合計画審議会条例
- 5 . 新長期総合計画策定要綱
- 6 . 用語解説

## 相馬市マスタープラン 2007 策定の経過

年 月 日	会 議 名 ・ 内 容 等
H17.5.20	第3次総合計画に係る事業等の実績整理及び評価（～5.31）
H17.6.1	相馬市新長期総合計画策定要綱の制定
H17.6.2	相馬市新長期総合計画策定分科会委員の推薦依頼
H17.6.29	企画政策グループ員等会議の開催 (新長計策定方針、分科会の位置付け及び進め方について説明。新長計素案作成WSの配付・作成依頼。)
H17.7.15	相馬市新長期総合計画策定分科会構成員の決定
H17.8.9	第1回環境づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の説明及び検討依頼）
H17.8.11	第1回福祉づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の説明及び検討依頼）
H17.8.18	第1回都市づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の説明及び検討依頼）
H17.8.23	第1回人材づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の説明及び検討依頼）
H17.8.25	第1回地域づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の説明及び検討依頼）
H17.8.30	第1回産業づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の説明及び検討依頼）
H17.9.13	第2回環境づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の検討）
H17.9.15	第2回福祉づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の検討）
H17.9.20	第2回産業づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の検討）
H17.9.22	第2回都市づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の検討）
H17.9.27	第2回人材づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の検討）
H17.9.29	第2回地域づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の検討）
H17.10.4	新長計素案作成WS（基本指標・現況資料）作成依頼
H17.11.8	第3回環境づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の検討）
H17.11.10	第3回福祉づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の検討）
H17.11.15	第3回産業づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の検討）
H17.11.17	第3回都市づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の検討）
H17.11.22	第3回人材づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の検討）
H17.12.7	第3回地域づくり分科会の開催（基本指標・目標値・現況資料等の検討）
H17.12.8	第4回環境づくり分科会の開催（基本指標・目標値・現況資料等の検討）
H17.12.13	第4回福祉づくり分科会の開催（基本指標・目標値・現況資料等の検討）
H17.12.15	第4回産業づくり分科会の開催（基本指標・目標値・現況資料等の検討）
H17.12.20	第4回都市づくり分科会の開催（基本指標・目標値・現況資料等の検討）



年月日	会議名・内容等
H17.12.22	第4回人材づくり分科会の開催（基本指標・目標値・現況資料等の検討）
H18.1.17	第1回策定幹事会の開催（基本構想素案等の説明）
H18.1.24	第2回策定幹事会の開催（基本構想素案等の協議）
H18.2.13	第1回策定委員会の開催（基本構想案等の説明）
H18.2.15	第5回環境づくり分科会の開催（全体の総括）
H18.2.16	第5回都市づくり分科会の開催（全体の総括）
H18.2.17	第5回産業づくり分科会の開催（全体の総括）
H18.2.21	第5回人材づくり分科会の開催（全体の総括）
H18.2.22	第5回福祉づくり分科会の開催（全体の総括）
H18.2.23	第5回地域づくり分科会の開催（全体の総括）
H18.3.17	第3回策定幹事会の開催（基本計画素案等の説明）
H18.4.10	第4回策定幹事会の開催（基本計画素案等の協議）
H18.5.25	企画政策グループ班長会議の開催 （新長計全体を全庁的に再確認、再認識、再チェック依頼）
H18.6.21	第5回策定幹事会の開催（総合計画案全体の確認）
H18.6.27	第2回策定委員会の開催（基本構想案の確認）
H18.7.20	第1回総合計画審議会の開催（委嘱状交付・諮問等）
H18.7.27	第3回策定委員会の開催（基本計画案の確認）
H18.8.10	第2回総合計画審議会の開催（基本構想の審議等）
H18.8.25	第3回総合計画審議会の開催（基本計画の審議等）
H18.9.26	第4回総合計画審議会の開催（相馬市マスタープラン2007(案)の答申）
H18.11.13	市議会全員協議会開催（計画案配布）
H18.12.4	市議会に相馬市マスタープラン2007基本構想(案)提案
H18.12.15	市議会において議決

諮問相企第67号

相馬市総合計画審議会会長 様

相馬市総合計画審議会条例（昭和49年相馬市条例第28号）第2条の規定に基づき、別添の相馬市マスタープラン2007（案）について、貴審議会の意見を求めます。

平成18年7月20日

相馬市長 立谷 秀清

平成18年9月26日

相馬市長 立谷 秀清 様

相馬市総合計画審議会  
会長 荒井 宏美

相馬市マスタープラン2007（案）について（答申）

平成18年7月20日付け諮問相企第67号で諮問がありました、相馬市マスタープラン2007（案）については、審議の結果適当と認め、この旨答申します。

なお、総合計画の推進にあたっては、審議の過程において出された意見、並びに市民の意見を十分に反映いただき、将来像の実現に向け適切な施策の展開を図られるよう希望します。

## 相馬市総合計画審議会委員名簿

役職	氏名	所属団体等
会長	荒井宏美	相馬商工会議所 会頭
副会長	只野裕一	相馬市社会福祉協議会 会長
委員	青田道雄	相馬市文化団体連絡協議会 会長
委員	阿部多一	相馬市体育協会 会長
委員	天野真理子	一般公募
委員	有我修二	福島県相馬港湾建設事務所 所長
委員	氏家拡譽	一般公募
委員	浦島勇一	相馬市立学校PTA連絡協議会 会長
委員	岡田晴美	一般公募
委員	小野貞人	相馬青年会議所 理事長
委員	小畑強子	相馬市女性団体連絡協議会 会長
委員	齋藤國雄	相馬市区長会 会長
委員	齋藤照子	相馬市保健協力員会 会長
委員	佐藤利郎	相馬市教育長
委員	杉本田鶴子	相馬市男女共同参画プラン推進会議 会長
委員	鈴木和夫	福島県相双地方振興局 局長
委員	滝内正博	相馬市助役
委員	竹内淳哉	相馬市誘致企業連絡協議会 会長
委員	南部房幸	相馬双葉漁業協同組合 代表理事組合長
委員	久田和夫	相馬市観光協会 副会長
委員	堀川利夫	相馬市立小・中・養護学校長会 会長
委員	森茂雄	相馬消防署長
委員	山田秀晴	そうま農業協同組合 相馬中村総合支店長
委員	吉井久夫	一般公募

# 相馬市総合計画審議会条例

昭和四十九年十月八日

条例第二十八号

(設置)

第一条 相馬市の経済及び社会開発に係る総合的計画(以下「総合計画」という。)の選定に資するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百三十八条の四第三項の規定に基づき、相馬市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(職務)

第二条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画について審議し、その結果を答申する。

(組織)

第三条 審議会は、委員三十名以内で組織する。委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長各一名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集する。ただし、最初に行われる審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(委任事項)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五一年条例第一号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和五三年条例第二四号)抄

1 この条例は、昭和五十三年十一月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第四三号)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

## 相馬市新長期総合計画策定要綱

平成十七年五月二十五日

告示第三十六号

(趣旨)

第一条 この要綱は、第三次相馬市総合計画を見直し、二十一世紀の新たな視点から相馬市新長期総合計画（以下「新総合計画」という。）を策定するため、その策定方法等について必要な事項を定めるものとする。

(策定方針)

第二条 新総合計画は、長期的な展望をもとに、本市の将来に関する基本方向を明らかにするとともに、それを実現するための方策を示すものとし、次に掲げる基本的な考え方に基づいて策定する。

一 市民の積極的な参画を求めるとともに、市民の意向を的確に把握し、それを十分に反映させるものとする。

二 広域的視野に立つとともに、地域的特性を生かしたものとする。

三 施策に具体的な指標を用いた目標値を示し、市民にわかりやすいものとする。

四 国、県等の各種計画との整合性に留意する。

(新総合計画)

第三条 新総合計画は、基本構想、基本計画及び重点事業計画をもって構成する。

2 基本構想は、本市の将来目標及び目標達成のための基本的施策について定める。

3 基本計画は、基本構想に基づきその具現化を図るために、将来の都市づくりについて取り組むべき課題及び施策等について、総合的かつ体系的に定める。

4 重点事業計画は、基本計画の効果的な実現を図るための具体的な事業の中で、特に重点的に取り組む必要性が高い事業を定めるものとする。

(計画期間)

第四条 基本構想及び基本計画の計画期間は、平成十九年度から平成二十八年までの十年間とする。ただし、計画期間中に社会経済情勢の急激な変化があった場合については、弾力的に対応していくものとする。

(策定委員会)

第五条 新総合計画の策定にあたり、各行政分野の総合調整を図り、計画事項等を調査審議し、新総合計画の原案を作成するため、庁内組織として相馬市新長期総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

2 策定委員会は、別表第一に掲げる者をもって構成する。

3 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には市長を、副委員長には助役をもって充てる。

4 委員長は、策定委員会を主宰し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長は、必要に応じ策定委員会を招集し、会議の議長となる。

(幹事会)

第六条 策定委員会に、専門的かつ細部にわたる計画事項等を調査審議するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第二に掲げる者をもって構成する。

3 企画政策部長は、幹事会を主宰し、必要に応じ幹事会を招集し、会議の議長となる。

(分科会)

第七条 幹事会に、現総合計画の総点検を行い新総合計画の基本構想、基本計画の素案作成を行うため、次に掲げる分科会を置く。

一 「環境づくり」分科会

二 「福祉づくり」分科会

三 「産業づくり」分科会

四 「都市づくり」分科会

五 「人材づくり」分科会

六 「地域づくり」分科会

2 分科会は、別表第三に掲げる事項を検討する。

3 分科会は、別表第三に掲げる課所室の職員の中から各課所室長が指名する者及び同表に掲げる各種団体からの推薦を受けた者をもって構成し、互選により座長を置く。ただし、課所室に企画政策グループ構成員がある場合は、当該企画政策グループ構成員を指名する。

4 座長は、必要に応じ分科会を招集し、会議の議長となる。

5 各分科会相互の連絡調整を図るため、企画政策課長は、必要に応じ座長会を開催する。

(意見等の聴取)

第八条 市長は、策定委員会、幹事会及び分科会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係職員又は学識経験者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(報償金等)

第九条 市長は、別表第三に掲げる各種団体からの推薦を受けて分科会の構成員となった者及び前条に規定する学識経験者が会議に出席した場合には、報償金及び費用弁償を支給することができる。

(庶務)

第十条 新総合計画策定に関する庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第十一条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成十七年六月一日から施行する。

別表第一(第五条関係)

市長、助役、収入役、教育長、総務部長、企画政策部長、民生部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、議会事務局長、教育部長、生涯学習部長、相馬方部衛生組合事務局長、公立相馬総合病院事務部長、相馬看護専門学校事務長、相馬地方広域水道企業団事務局長

別表第二(第六条関係)

企画政策部長、総務課長、財政課長、税務課長、企画政策課長、秘書課長、情報政策課長、市民課長、保険年金課長、生活環境課長、環境公園課長、社会福祉課長、健康福祉課長、愛育園長、保健センター所長、農林水産課長、商工振興課長、観光物産課長、都市整備課長、土木課長、建築課長、下水道課長、会計課長、農業委員会事務局長、議会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、教育委員会事務局総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、中央公民館長、図書館長、相馬地方広域水道企業団総務課長、相馬方部衛生組合総務課長

別表第三(第七条関係)

分科会	検討事項	構成	
		課所室	各種団体
「環境づくり」 分科会	自然環境保全、ごみ・し尿処理、消防・救急、防災、防犯、交通安全、消費者問題対策、公園墓地等	地域防災対策室 生活環境課 環境公園課 相馬方部衛生組合事務局 企画政策課	相馬市地区衛生組織連合会 相馬市女性団体連絡協議会 相馬市道路愛護会



<p>「福祉づくり」 分科会</p>	<p>保健衛生、地域医療、地域福祉、児童・母子(父子)福祉、高齢者福祉、障がい者(児)福祉、低所得者福祉、勤労者福祉、少子化対策、国民健康保険、介護保険、国民年金等</p>	<p>市民課 保険年金課 社会福祉課 健康福祉課 保健センター 商工振興課 公立相馬総合病院事務部 企画政策課</p>	<p>相馬市健康づくり推進協議会 相馬市社会福祉協議会 相馬市女性団体連絡協議会</p>
<p>「産業づくり」 分科会</p>	<p>農林水産業、工業、商業、観光関連産業等</p>	<p>農林水産課 商工振興課 観光物産課 農業委員会事務局 企画政策課</p>	<p>JAそうま相馬中村総合支店 相馬双葉漁業協同組合 相馬商工会議所 相馬市連合商栄会 相馬市誘致企業連絡協議会 相馬市観光協会</p>
<p>「都市づくり」 分科会</p>	<p>土地利用、景観形成、都市計画、公園・緑地、道路、橋りょう、港湾、治山・治水、住宅、公共交通、上水道、下水道、エネルギー、情報・通信等</p>	<p>情報政策課 環境公園課 都市整備課 高速道路推進室 土木課 建築課 下水道課 相馬地方広域水道企業団事務局 企画政策課</p>	<p>相馬商工会議所 相馬青年会議所</p>

<p>「人材づくり」 分科会</p>	<p>幼児教育、学 校教育、生涯 学習、文化財 の保存・活 用、青少年の 健全育成、男 女共同参画、 ボランティア の育成、国際 交流等</p>	<p>教育委員会事務局総務課 学校教育課 生涯学習課 スポーツ振興課 中央公民館 図書館 企画政策課</p>	<p>相馬市立小・中・養護学校長会 相馬市立学校PTA連絡協議会 相双地区高等学校PTA連合会 相馬市女性団体連絡協議会 相馬青年会議所</p>
<p>「地域づくり」 分科会</p>	<p>市民参加・コ ミュニティの活 性化、広域行 政、財政運 営・政策評 価、行政組 織、NPO等</p>	<p>総務課 財政課 税務課 秘書課 情報政策課 会計課 企画政策課</p>	<p>相馬市区長会 相馬市ボランティア連絡協議会</p>

# 用語解説

<p>【ア行】</p> <p>ISO14001 国際標準化機構 (ISO)が定める事業活動における自主的な環境の手続・システムに関する国際規格 (14000 シリーズ)のうち、環境マネジメントシステムの標準化を取り扱ったもの。</p> <p>ISO9001 品質管理及び品質保証のための国際標準モデルとして ISO (国際標準化機構)によって 1987 年に制定された。</p> <p>IT (情報技術) IT (Information Technology)、情報技術。情報通信技術からその応用利用場面まで広く使用され、工業的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法の総称。</p> <p>アップデート コンピューターで、ファイルの内容を、より新しいものに変更すること。データの内容を更新すること。</p> <p>インフラストラクチャー 生産や生活の基盤を形成する構造物。ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤、および学校・病院・公園などの社会福祉・環境施設がこれに該当する。社会的生産基盤。</p> <p>ALT (Assistant Language Teacher)と言って、外国人外国語指導助手のこと。ネイティ</p>	<p>ブスピーカー (英語を母国語とする方)を派遣することにより、単なるコミュニケーションだけでなく、異文化理解、国際理解に対する意識や関心を高め、国際感覚を育てることなどを目的とする。</p> <p>エコファーマー 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 (1999 年制定)に基づいて認定された農業者。都道府県が定める指針に基づいて、持続性の高い農法とされる堆肥による土づくり、化学肥料・農薬低減技術を組み合わせて農業生産を行う。</p> <p>NPO (Non Profit Organization)非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。</p> <p>【カ行】</p> <p>合併処理浄化槽 尿尿(しにょう)と生活雑排水をあわせて処理する浄化槽。尿尿のみを処理する単独浄化槽に対していう。</p> <p>行政評価 行政が行う政策、施策、事務事業について、事前、実施中又は事後に、一定の基準や指標を持って、妥当性や達成度及び成果を判定する制度。</p> <p>グランドデザイン 大規模な事業などの、全体にわたる壮大な計画・構想。</p>
--	---

<p>コーホート法 コーホート(同年又は同期間に出生した集団)ごとの時間変化を軸に、人口の変化をとらえる方法。</p> <p>コミュニティ 人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。共同体。</p> <p>【サ行】 財政再建団体 財政が赤字に陥って独力での再建が見込まれず、国の援助協力のもとに赤字の解消を目指す地方公共団体。</p> <p>産学官連携 産業界と大学・専門学校及び行政との連携を積極的に進めることにより、経済競争力の向上、新産業の創出・育成、科学技術創造の実現をめざすこと。</p> <p>三位一体の改革 地方財政の改革において「補助金の削減・地方交付税の改革・税源の移譲」を同時に進めようとする考え方。地方財政のスリム化と地方自治体の裁量権拡大を、同時にめざすもの。</p> <p>自主財源 地方公共団体などが、中央政府に依存しないで独立に調達できる財源。地方税のほか、手数料・使用料・寄付金など。</p> <p>指定管理者制度 2003年(平成15年)の地方自治法の改</p>	<p>正により、美術館などの公共施設の管理運営を公的セクターに限らず、民間事業者やNPO法人、ボランティア団体などに委託できる制度。</p> <p>シビルミニマム 自治体が住民の生活のために保障しなければならないとされる、最低限度の生活環境基準。</p> <p>セイフティ・ネット 一部での故障や破綻がシステムや社会全体に波及するのを防ぐ安全装置。</p> <p>【タ行】 地域防災計画 災害対策基本法に基づき、市及び市内の関係機関が処理しなければならない事務又は業務について総合的な運営を計画したもの。</p> <p>地産地消 地元でとれた生産物を地元で消費すること。</p> <p>地方分権 権力を中央統治機関に集中させずに、地方の自治団体に広く分散させること。</p> <p>DV(ドメスティックバイオレンス) 女性が、夫や恋人などの身近な立場の男性から受ける、様々な暴力行為。肉体的暴力のみならず、言葉の暴力、性的暴力なども含めて考える。</p>
--	---

<p>【ナ行】</p> <p>認定農業者 農業経営基盤強化促進法(1993年成 立)に基づいて、農業の担い手として市町 村が認定した農業者。税制や融資の面で 特典が与えられる。</p> <p>ネットワーク 構成要素が網状に複合して連結、連絡 されている状況や状態。</p> <p>ノーマライゼーション 障がい者や高齢者が特別な存在として 見られることなく、社会の中で他の人々と 同じように生活し、活動することが社会の 本来あるべき姿であるという考え方。</p> <p>【ハ行】</p> <p>バブル 株価や地価が経済成長や物価上昇等 の経済情勢を示す指数から大幅に乖離 し、実態以上に膨れ上がった経済。</p> <p>バリアフリー 高齢者や障がい者などが社会生活を営 む上でのさまざまな障壁(バリア)を取り 除くこと。</p> <p>ブロードバンド DSL、CATV、光ファイバーなど、毎秒 500Kbps以上の伝送速度をもつネットワ ーク回線の総称。</p> <p>ホームページ インターネットのWWWサーバーに接 続して最初に見える画面。個人や企業・</p>	<p>団体が情報の発信を行う。</p> <p>ボランティア 社会をよりよくするために、自発的に自 分の技能と時間を対価などを要求するこ となく提供する人たちのこと。</p> <p>【マ行】</p> <p>モータリゼーション 自動車の普及・大衆化、自動車社会化 をいう。</p> <p>【ヤ行】</p> <p>ユニバーサルデザイン 障害者・高齢者・健常者の区別なしに、 すべての人が使いやすいように製品・建 物・環境などをデザインすること。</p> <p>ユビキタス 「至る所にある(偏在する)」とい意味の ラテン語。時間や場所の制限を受けずに 利用できるコンピュータ環境のこと。</p> <p>用途地域 都市の将来のあるべき土地利用を実現 するため、建築物の用途・容積・形態につ いて制限を定める地域。</p> <p>4R運動 循環型社会を実現するために必要な、 四つの要素のこと。多くの場合、リデュ ース(ごみの減量)・リユース(再利用)・リサ イクル(再資源化)・リフューズ(ごみにな る物の拒絶)をさす。4つのR。</p>
---	--

【ラ行】

ライフライン

生活・生命を維持するために必要な水道・電気・ガス・通信などのネットワークシステム。

ローリング(方式)

年次の進行によって変化する社会情勢、財政事情を長期的に見通すことが難しいため、毎年定期的の実績との食い違いを見直しながら実施計画を策定していく方法。

新・相馬市長期総合計画

## 相馬市マスタープラン2007

発行 平成19年3月

発行者 相馬市企画政策部企画政策課

〒976 - 8601

相馬市中村字大手先13番地

TEL 0244 - 37 - 2132

FAX 0244 - 35 - 4196

URL : <http://www.city.soma.fukushima.jp/>

E-mail: [k-kikaku@city.soma.fukushima.jp](mailto:k-kikaku@city.soma.fukushima.jp)